

令和6年(ラ)第1370号 移送申立て却下決定に対する抗告事件

(原審・大阪地方裁判所令和6年(モ)第1083号、基本事件・同裁判所令和6年(ワ)第6807号)

決 定

5 神奈川県座間市緑ヶ丘6-1-23-102

抗告人(基本事件被告) 宮 部 龍 彦

大阪市港区波除4-1-37 HRCビル9階

相手方(基本事件原告) 部落解放同盟大阪府連合会

ほか1名

10 相手方ら訴訟代理人弁護士 中 井 雅 人

同 南 和 行

同 小 野 順 子

主 文

- 15 1 本件抗告を棄却する。
2 抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

1 本件抗告の趣旨は、「原決定を取り消す。基本事件を横浜地方裁判所相模原支部
に移送する。」との裁判を求めるものであり、本件抗告の理由は、要するに、抗告
人と相手方らとの間には訴訟遂行能力に格差がある上、基本事件を横浜地方裁判所
相模原支部に移送しても民訴法87条の2に定める方法による手続や同法204
20 条に定める証人尋問等を行うことが可能であるから、当事者間の衡平を図るため、
基本事件を横浜地方裁判所相模原支部に移送すべきであるというものである。

2 当裁判所も、抗告人の本件移送の申立ては理由がないものと判断する。

その理由は、原決定の「事実及び理由」中の「第2 当裁判所の判断」の2に記
載のとおりであるから、これを引用する。抗告人の抗告理由を踏まえて検討しても、
25 上記結論は左右されない。

3 よって、抗告人の本件移送申立てを却下した原決定は相当であり、本件抗告は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり決定する。

令和6年12月5日

大阪高等裁判所第13民事部

5

裁判長裁判官 黒 野 功 久

裁判官 木 太 伸 広

10

裁判官 丸 山 水 穂

これは謄本である。

令和6年12月5日

大阪高等裁判所第13民事部

裁判所書記官 田邊善大

